

# 労働行政に関する要請書

## 1. 「働き方改革関連法」適用への対応について

(1) 「働き方改革関連法」成立により、2019年4月1日より、時間外労働の上限に法的制限が課せられることになり、違反には罰則が課せられるようになった。中小企業については2020年4月からの適用となるが、事前の周知を徹底すること。

2014年に厚生労働省が実施した「労働時間等総合実態調査」によると、「36協定を締結している」中小企業の割合は43.4%と半分にも満たないという結果になっている。また、締結していない理由について、「36協定の存在を知らなかった」という回答が35.2%にもなっている。36協定未締結事業場に対する監督指導等を徹底し、長時間労働や不払い残業のないように取り組みを強化すること。

(2) 労働安全衛生法が改正され、管理監督者や裁量労働制で働く従業員を含めたすべての労働者の労働時間を適正に把握することが義務づけられた。企業に対し、労働時間の管理体制を整え、産業医に労働時間の情報などを提供するよう指導徹底するとともに、その対応に向けた支援策を講ずること。

また、長時間労働者への産業医の関与を強化し、産業医や医師による、労働者の健康管理や面接指導が確実に実施されるよう指導徹底すること。とりわけ、50人未満の小規模事業所については、産業保健機能の強化を図るための必要な措置を講ずるとともに、働き方改革推進支援センター・産業保健総合支援センター等とも連携してきめ細かな支援を行うこと。

(3) 同一労働同一賃金制度の適用が、大企業では2020年4月から、その他中小企業などでは2021年4月からとなる。同一労働同一賃金の法整備に関する省令・指針が公布され、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されるが、改正法の内容や省令・指針、どのような待遇差が不合理に当たるか等の理解を深めるため、周知や研修を広く県内で開催すること。

## 2. 派遣労働者の雇用安定について

2015年改正労働者派遣法による期間制限上限の3年を迎えたが、派遣先・派遣元事業主に改正法の制度の周知と遵守を徹底するとともに、雇用安定措置を実施しているかどうかの実態調査を行い、指導を強化すること。

また、「労働契約申込みみなし制度」の対象となる偽装請負・違法派遣について厚生労働省通達等を周知徹底するとともに、その一掃に向けた指導・監督を強化すること。

## 3. 障がい者雇用の適正化と職場の環境改善への指導について

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実

現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がある。

昨年、中央省庁で障がい者の雇用数が水増しされていたことが判明し、山形県においても水増しがあったとされている。これを受けて、国も山形県も法定雇用率を達成するための人数を採用するとした。

しかし、求められているのは数合わせではなく、障がい者が働きやすく、また、安心して働き続けられる職場づくりである。企業に対し、障がい特性に合った配慮や、雇用管理が行えるようなガイドライン作り、障がいを理解したジョブコーチなどの職場への配置や職員間の理解の浸透、特性に応じた勤務形態など、職場の環境改善を行い、障がい者雇用の質を高めていく支援策を講ずるとともに、改善の必要性について周知・指導を行うこと。

#### 4. 高齢者雇用の対策強化について

高齢者雇用安定法により、希望者全員が65歳まで働き続けられるための法令が整備されたが、厚生労働省調査によれば、希望者全員が65歳まで働くことのできる企業割合は76.8%にとどまっている。希望する者全員の65歳までの雇用を実現するよう、行政指導を徹底すること。

また、高齢労働者の健康状態に柔軟に対応するため、職場におけるきめ細やかな職場環境の改善や、安全と健康管理のための配慮事項の整理などハード・ソフト両面からの対応をはかり、高齢労働者の働きやすい環境整備と労働安全対策に対する助成金などの支援策を拡充すること。

#### 5. 外国人労働者の受け入れ体制の構築について

昨年末に、参議院本会議において、入管難民法改正法案が可決、成立した。人手不足の分野において「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材」を受け入れるための、新たな在留資格「特定技能」の創設が主な内容となっている。

現在においても、技能実習生が、最低賃金を下回る低賃金や過労死ラインを上回る長時間労働など、多数の失踪事案の状況も含め劣悪な労働環境におかれている実態が明らかであり、懸念は払拭されていない。

山形労働局のまとめによると、2018年10月末現在、山形県内の外国人労働者は3,754人で、雇用する事業所数は862カ所となっており、技能実習生が全体の51.6%で最も多いとされている。今後、県内でも外国人労働者を受け入れる企業が増えることが予想され、外国人労働者も労働者保護の実効性を担保できる制度を構築すべきである。

日本人との同等報酬の確保や悪質ブローカーの排除、労働関係法令を遵守しない受け入れ機関に対する厳正な処分などについて、外国人技能実習機構や各都道府県の労働局とも連携しながら対応すること。

また、すべての外国人労働者に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語によるワンストップで受けられる相談・支援体制を整え、労働者としての権利を保護するよう対応すること。